

## さいたま市水道管管理図電子閲覧利用規約

### (目的)

第1条 この利用規約は、さいたま市水道局（以下「水道局」という。）が所有する管路図（以下「水道管管理図」という。）を基とした、水道管の埋設状況を閲覧できるシステムを個人が利用する場合において、必要な事項を定めるものです。

### (利用規約の同意)

第2条 電子閲覧の利用にあたっては、本規約を十分に読んでいただき、本規約に同意していただくことが必要です。

2 利用者は、電子閲覧を利用した場合は、本規約に同意したものとみなします。

### (利用者の責任)

第3条 利用者は、電子閲覧を利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備し、並びに機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続は、利用者が自己の責任と費用において行うものとします。

2 利用者は、電子閲覧の利用にあたり、自己の使用に係る機器について、ウイルス感染防止等必要なセキュリティ対策に努めなければなりません。

3 利用者は、水道局が電子閲覧で提供する水道管管理図の記載内容を、電子閲覧上で表示される凡例を参考にし、十分に理解した上で本システムを利用するものとします。

4 利用者は、水道管管理図の取扱いについて十分に注意し、本システムを用いて印刷した水道管管理図が不要になった際は、書類裁断機で細断するなど適切な処分をすることとします。

### (水道管管理図)

第4条 水道管管理図の区域は、さいたま市内全区域とします。

2 水道管管理図は、あくまで参考図であるため、上水道の管路すべての情報を提供するものではなく、水道管管理図の情報の正確性を保証しません。

作成時の情報に基づくものであるため、現況と異なる場合があります、その内容を保証しません。

このため、水道管管理図と現況とが異なる場合は、現況を優先してください。

3 水道管管理図は、地図上の精度上の誤差を含んでいます。詳細な情報が必要な場合には、現地及び担当課の窓口にてご確認ください。

4 地図や画像は、必ずしも土地の境界または、建物等の位置を正確に表示しているものではありません。

5 工事完成からデータの作成、入力及び更新までに時間を要するため、最新の情報を反映していない場合があります。この場合は現況を優先してください。

6 運用上の都合により、利用者への事前の通知・予告なしに内容の追加・変更・利用の制限あるいは利用停止を行うことがあります。このことにより発生したいかなる損害・損失についても水道局は一切の責任を負いません。

7 電子閲覧で提供する水道管管理図の内容についての質問は、電話・ファックス・メール等では誤認の原因となるため、一切対応しておりません。必ず担当課の窓口にてご確認ください。

8 水道局は、利用者への事前の通知を行うことなく記載内容を自由に変更できるものとします。

#### (禁止事項)

第5条 電子閲覧の利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止いたします。これらの禁止事項に違反し、第三者又は水道局に対し損害を与えた場合は、その責めを負わなければなりません。

- (1) 自身を偽り、又は、他人を装って不正に電子閲覧にアクセスすること。
- (2) 電子閲覧の管理及び運営を故意に妨害し、又はウイルス等により電子閲覧のシステムを破壊すること。
- (3) 他の利用者のログインID（利用者を識別するために利用者ごとに振られる符号をいいます。以下同じ）を不正に入手し、使用すること。
- (4) 自身のログインID及びパスワードを第三者に提供及び貸与すること。
- (5) 電子閲覧で提供する水道管管理図を水道管理設調査の事前確認以外の目的で利用すること。
- (6) 電子閲覧で提供する水道管管理図を営利目的で利用すること。
- (7) 商用転用すること。
- (8) 電子閲覧の全部又は一部を第三者に頒布、転載、送信その他の方法で提供すること。
- (9) 電子閲覧の改変若しくは解析を行い、又はこれを試みること。
- (10) 電子閲覧に含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去等すること。
- (11) 電子閲覧の画像、文字等について、水道局に無断で他のウェブサイト、印刷物等に転載すること。
- (12) その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為

#### (違反行為等に対する防御処置)

第6条 さいたま市は、第5条各号に規定する禁止事項のいずれかに該当する行為があったことが明らかに認められる場合又はこれに該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者の電子閲覧利用停止等必要

な処置を講ずることができるものとします。

(利用停止または制限)

第7条 水道局は、次の各号に掲げる場合においては、利用者へ事前の通知を行うことなく、電子閲覧の利用を停止又は制限できるものとします。

- (1) 電子閲覧の利用が著しく集中した場合
- (2) 電子閲覧に重大な不具合が生じ、緊急にシステムメンテナンスを行う場合
- (3) その他やむを得ない理由により電子閲覧の利用を停止又は制限しなければならない事態が生じた場合

(問合せ方法)

第8条 電子閲覧の操作方法、利用申込手続き等についての問合せは、電子閲覧の運用にあたる水道局給水部維持管理課にて電話により行うものとします。

2 前項の問合せの受付時間は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

3 前2項の規定にかかわらず、水道管管理図の記載内容についての問合せは、水道局業務部給水工事課にある埋設管調査窓口にて対面で行うものとします。

(ログインID等)

第9条 利用者は、電子閲覧を利用する場合には、水道局が発行するログインID及びパスワードを取得するものとします。

2 利用者は、届け出ている事項に変更が生じた場合は、すみやかに水道局へ届出を行うものとします。

3 利用者は、利用後は必ずログアウトを行う等、自己の責任においてログインIDを厳重に管理するものとし、ログインID及びパスワードの漏洩の可能性がある場合は、直ちに水道局給水部維持管理課に失効手を申請するものとします。

4 前項の失効手が申請されなかった場合は、水道局では、漏洩したログインIDにより行われた水道管管理図の閲覧についても、全て当該利用者の意思によるものとみなします。

5 ログインIDの有効期限は、発行した日から翌々年度の3月31日です。(令和5年度に発行されたログインIDの有効期限は、令和8年3月31日です。)

なお、有効期限が近付いている旨の通知は行いません。

6 ログインIDの有効期間経過後も電子閲覧を利用する場合は、改めてログインID及びパスワードを取得するものとします。

7 電子閲覧を利用する場合には、パスワードの適正な管理を行うこととします。

(個人情報の取扱い)

第10条 水道局は、個人情報保護法その他関連法令及びその他関連法規に基づき個人情報の保護を行います。

2 水道局は、個人情報保護関連規程で定める場合を除き、さいたま市水道事業管理者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の目的外利用を行うこと及び業務委託事業者以外の第三者への提供をすることは一切ありません。

3 水道局は、保有個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護関連規程の規定に違反して保有個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。

(免責事項)

第11条 水道局は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者が電子閲覧を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。

2 水道局は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、電子閲覧運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について、一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第12条 水道局は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 水道局は、本規約の変更を行った場合には、遅滞なくさいたま市水道局ホームページに掲載するものとします。

3 本規約の変更後に利用者が電子閲覧を利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなします。

(著作権)

第13条 電子閲覧が利用者に対し提供するコンテンツ、図面等に係る著作権は、さいたま市に帰属するものであり、日本国の著作権法（昭和45年法律第48号）その他関連法令によって保護されています。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第14条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2 電子閲覧の利用に関連して水道局と利用者との間に生ずるすべての訴訟については、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。